

六



通信事務官野邊生馬叙位の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十六年一月二十三日

内閣総理大臣吉田 茂



内閣

19.10.2付
79

めくれず

人閣位第 四号 案起 昭和二十六年一月十八日 施行昭和二十六年一月二十三日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

総理府事務官

林 國務大臣 田村國務大臣 周東國務大臣

大橋國務大臣 廣川國務大臣 保利國務大臣

池田國務大臣 横尾國務大臣 増田國務大臣

天野國務大臣 山崎國務大臣 岡野國務大臣

(通信事務官) 野邊生馬

叙從七位

昭和十九年十月二日付

官報不登載

80

裏面白紙

内閣人頭位第 四

電氣通信省

官人審第一號

昭和二十六年一月八日

電氣通信大臣



内閣總理大臣殿

官吏叙位について

叙從七位

昭和九年十月二日
叙高等官七等

通信事務官

野邊

生馬




右文武官叙位進階内則第二條に依つて請議する。

追つて同人は從軍中のところ昭和十九年十月二日ボルネオに於て
戦死したことが遺族の届出により判明したので特に生前の日附で
頭書の通り叙位せられるようお取計願います。

(香納)

三六二五
電氣通信省

訂 正

訂正理由	撮影ミスのため
訂正箇所	直前の <input type="text" value="1"/> コマ取消 <input type="text" value="1"/> コマ再撮影
訂正年月日	平成 22 年 8 月 26 日
<p>このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。</p> <p>撮影者  </p> <p>受託責任者 富士フィルム株式会社 産業機材事業部 佐々木 格 </p>	

めくれず

裏面白紙

内閣人頭位第 四

電氣通信省

官人審第一號

昭和二十六年一月八日

電氣通信大臣



内閣總理大臣殿

官吏叙位について

叙從七位
叙高等官七等
通信事務官 野邊 生馬

右文武官叙位進階内則第二條に依つて請議する。

追つて同人は從軍中のところ昭和十九年十月二日ボルネオに於て戦死したことが遺族の届出により判明したので特に生前の日附で頭書の通り叙位せられるようお取計願います。

(香納)

三六二五
電氣通信省



福島町長經由
一世公第三八號

死亡告知書

宮崎縣南那珂郡福島町西方五八四六番地の乙

陸軍々屬通信書記補 野邊 生馬

右昭和十九年十月二日午後十一時五十分ホルネオ北方海上に於て國
星丸沈没の際戦死認定せられましたのでここに謹んで御通知致しま
す。

追つて市町村長に對する死亡報告は戸籍法第八十九條により官に
於て處理致します。

昭和二十五年十二月廿五日

宮崎縣知事 安中 忠雄

留守担当者 野邊 ソカ 殿

電氣通信省

裏面白紙

(香納)

82

